

別紙

1 県の農地転用許可事務の取扱い機関等について

(1) 農林政策課の取扱い事務

- ア 農地法第4条第1項の許可及び同法第5条第1項の許可（以下「農地転用許可」という。）のうち、転用する農地の面積が4ヘクタールを超えるもの（以下「農林水産大臣の協議を要する農地転用許可」という。）に関する事
- イ 農林政策課が取り扱った農地転用許可の事業計画変更承認に関する事
- ウ 農林政策課が取り扱った農地転用許可に係る違反に関する事及び2ヘクタールを超える農地に係る違反転用に関する事
- エ その他、民事執行法による農地等の売却、国税滞納処分による農地等の公売及び国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項に規定する国有林野（農地等）の売払いに係る買受資格証明書の交付事務等、アからウの事務に関連する事

(2) 地域振興局農林部の取扱い事務

- ア 農地転用許可のうち、農林水産大臣の協議を要する農地転用許可以外のもの（以下「農林水産大臣の協議を要しない農地転用許可」という。）に関する事
- イ アの許可後の事業計画変更承認に関する事
- ウ (1)ウ以外の違反転用に関する事
- エ その他、民事執行法による農地等の売却、国税滞納処分による農地等の購買及び国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項に規定する国有林野（農地等）の売払いに係る買受適格証明書の交付事務等、アからウまでの事務に関連する事

2 農地転用相談等に関する対応について

農業委員会、農林政策課及び地域振興局農林部は、住民の農地転用許可制度に対する理解と知識の普及を図るため、許可基準、標準処理期間等の必要な情報を備付けその他の適当な方法により公にしておくものとし、農地転用の相談を受けたときは、これらについて説明をするほか、転用事業計画の詳細、農地の権利関係等の状況を聞き取る等により、相談者に対し適切な指導及び情報の提供に努めるものとします。

また、許可申請後に申請者から求めがあったときは、当該申請に係る審査の進捗状況及び処分の時期の見通しを示すものとします。

3 農地転用許可申請について

(1) 申請者に対する指導方針

法令による許可基準及び関係通知を勘案しながら指導を行うものとしませんが、その他の指導方針は次のとおりとします。

ア 一戸建住宅の敷地面積

甲種農地以外での一戸建住宅建設（店舗又は事務所等を併設する場合を除くものとし）に係る敷地面積については、次のとおりとします。

ただし、住居建物の建床面積の5倍以内であるとき、又は土地の形状等により理由があると

きはこの限りでないものとします。

(ア) 一般住宅

500平方メートル以内とします。

(イ) 農家住宅

農家住宅とは、農作業小屋等の農作業に供するための施設が含まれている敷地に建設するときの住宅に限るものとし、1,000平方メートル以内とします。

イ 植林を目的とする農地転用の取扱い

転用目的が植林であることをもって直ちに農地転用を認めないとするものではありませんが、植林の目的、事業者が植林後にその目的に従った管理ができると見込まれること及び近隣農地等の荒廃を招かないことが確認できる計画書等の提出を求めるものとします。

ウ 転用事業完了までの期間

許可後1年以内に完了することを原則とします。ただし、事業の規模等により数年間にわたる場合は、工程表等でその状況が明確となっており、相当の理由があるときはこの限りでないものとします。

エ 一時転用の期間

他法令に期間の定めがあるものの他は、利用後の農地等への復元の期間を含めて最長で概ね3年以内とし、転用事業の着手から農地復元までの工程及び農地復元の計画書等の提出を求めるものとします。

(2) 申請書の様式

「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の別紙1（以下「事務処理要領」という。）の様式例第4号の1及び第4号の2を使用するものとします。

(3) 添付書類

例示としては別添1「添付書類一覧表」のとおりです。

(4) 申請書及び添付書類の提出部数

一転用事業一申請書を原則とし、譲渡人等が複数人である等々ときには、事務処理要領の様式例第4号の2の別紙1及び別紙2を適宜活用するものとします。ただし、同一事業で転用する各筆ごとの権利の移転又は設定の内容が異なるときは、その内容ごととします。

また、県外在住の譲渡人等が複数人である等の理由により別紙1及び別紙2により難しい事情があるときは、農業委員会の判断により複数の申請書により申請をさせて差し支えありません。

農業委員会に提出する各書類の部数は、申請書及び添付書類についてそれぞれ正本及び写し各1部の計2部とします。

(5) 申請書記載時の指導事項

ア 文字は楷書体で明瞭に記載するものとします。

イ 申請年月日をはじめ空欄は残さないようにし、該当のない欄には、「該当なし」、「以下余白」又は斜め線を施す等により記入漏れでないことを明らかにするものとします。また、別紙に記載

載するときは「別紙のとおり」と記載するものとします。

ウ 共有持分による申請の場合は、「氏名」に続けて持分を記載するものとします。

エ 「職業欄」には、職業と転用目的の関係が深いときは、その具体的な業務内容がわかるように記載するものとします。

オ 「転用事由の詳細」欄又は「転用の目的」欄には、具体的にその内容を記載するものとします。

例示としては別添2「農地転用目的別記載用語一覧表」のとおりです。

カ その他、個々の事例毎に必要なことを検討し記入するものとします。

4 農地転用許可申請に対する事務処理について

(1) 農業委員会関係

ア 審査及び意見の決定

県知事あての申請書の提出を受けたときは、申請書の記載事項及び添付書類等に不備がないかを確認した上で、内容を審査するものとします。また、必要に応じ、申請者からの事情聴取、実地調査及び市町村において行われている他法令関係等の事務担当部局との相互連絡をした上で、許可基準と適合するか否かにつき検討し、所要の手続きにより意見内容を決定するものとします。

審査の結果、形式上の不備が発見されたとき又は不足する添付書類があるときは、申請者に対し相当な期間を定めて当該申請の補正・補完を求めるものとします。

イ 意見書の作成

一申請（一転用事業）一意見書とします。

農地転用許可申請に係る意見書の様式は、事務処理要領の様式例第4号の3を使用するものとし、記載に当たっては、様式の記載要領によるほか、次によるものとします。

(ア) 「農地の区分」欄には、申請地が農用地区域内にある場合は農用地区域内農地と記載します。

なお、申請地に関して農業振興地域整備計画の変更に係る手続きが並行して行われている場合は変更後を想定した農地区分を選択し、「申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係」欄にその手続き状況を記載します。

(イ) 「該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）」欄には、申請地及び申請地周辺の営農状況、一団の農地の規模、農業公共投資状況及び市街地化の状況等を記載します。

(ウ) 「特定土地改良事業等関係」欄に該当するものがないときは「該当なし」と記載します。

ウ 農業会議への諮問

申請のうち農業会議に意見を聴く事案については、農業会議常設審議委員会が行われる3日前（その日が休日であるときはその休日前）までに、意見聴取事案総括一覧表（様式第3号及び第4号）及び意見聴取事案一覧表（様式第5号及び第6号）を添えて農業会議会長に書面で諮問するものとします。

エ 農業会議への説明

農業会議の審議に際しては、審査状況の詳細を把握している職員が出席し、内容の説明を要

すると認められる申請について必要に応じて説明するものとします。農業会議から意見の答申を受けたときは、速やかに送付の手続きを行うものとします。

オ 申請書及び意見書の送付

申請書及び添付書類の正本各1部に意見書を付して、農林水産大臣の協議を要する農地転用許可に係る申請の場合は農林政策課へ、農林水産大臣の協議を要しない農地転用許可に係る申請の場合は管轄する地域振興局農林部へ、速やかに送付するものとします。

なお、意見決定の際、特に問題として討議又は質疑が行われた事項があったときは、事務処理要領に従い、関係議事録の写しを意見書に添付するものとします。

カ 標準的な事務処理期間

県知事への申請書及び意見書の送付に係る標準的な事務処理期間は申請書受理後3週間（農業会議に意見を聴く事案については4週間）となっておりますが、当該申請の補正・補完又はその他の事情により送付までの期間が標準より長くなるときは、その旨とその理由を申請者に連絡するとともに、記録に留めておくものとします。

キ 指令書の交付

県知事から指令書の送付を受けたときは、意見書の写しに処理結果を記入するとともに、その指令書を遅滞なく申請者に交付するものとします。

この際、申請者に対しては直渡しするよう努めるものとし、指令書に記載されている許可条件、注意事項を説明し、農地転用事業進捗状況報告書様式（様式第1号）を示すものとします。

(2) 地域振興局農林部関係

ア 審査及び審査表の作成

農業委員会から申請書及び意見書の送付を受けたときは、遅滞なく申請内容を審査するとともに、必要に応じ、実地調査及び県において行われている他法令関係等の事務担当部局との相互連絡をした上で、その状況を審査表（様式第2号）に記入しながら許可基準と適合するか否かにつき検討するものとします。

審査の途中、形式上の不備が発見されたとき又は不足する添付書類があるときは、農業委員会を経由して、申請者に対し相当な期間を定めて当該申請の補正・補完を求めるものとします。

イ 処分内容の決定

アによる審査の結果、却下又は不許可とすることが適当であると判断した申請については、速やかにその事務を処理するものとします。

ウ 標準的な事務処理期間

処分に係る標準的な事務処理期間は、農業委員会から申請書及び意見書の送付を受けてから2週間となっておりますが、当該申請の補正・補完に期間を要したことを理由に処分までの期間が標準より長くなるとき、又は相互に関連する他の法令の許認可等の見込みの有無が明確となっていないことを理由に処分を保留する場合において、結果的に処分までの期間が標準より長くなるときは、その旨とその理由を農業委員会を経由して申請者に連絡するとともに、その状況を審査表に記録するものとします。

エ 指令書の作成

(ア) 許可するとき

指令書は、申請者全員に交付するものとし、様式第7号を使用するものとします。また、

「農地転用を許可する土地」又は「所有権の移転（権利の設定）を許可する土地」欄は、不正を未然に防止するため、不必要な空欄が生じないようにします。

なお、許可するものが一時転用であるときは、条件に「(3)申請書に記載された工事の完了の日までに農地に復元すること。」の一文を追記するものとします。

(イ) 却下又は不許可とするとき

指令書は、申請者全員に交付するものとし、様式第8号を使用するものとします。

オ 指令書の交付

エにより作成した指令書を速やかに農業委員会を經由して申請者に交付するものとします。

なお、許可指令書を交付するときは、許可内容を事業進捗状況管理表（事務処理要領様式例第4号の15）に記録するものとし、その写しを農業委員会へ送付するものとします。

カ 文書の保存期間

許可事務に係わる文書の保存期間については、農業委員会における非農地証明の証明基準及び6(3)の許可権者の許可証明等を考慮に入れ、処分した申請の内容が明らかな書面（申請書（添付書類を除く）又は指令書の写し等）のいずれか一つは永年（許可後概ね20年間）保存するものとします。

(3) 農林政策課関係

ア 農林水産部長の専決事項に関する事務処理

農業委員会から申請書及び意見書の送付を受けたときは、(2)のアと同様の審査・検討を行い、その結果、許可することが適当であると判断した申請については速やかに東北農政局に協議するとともに、その他は、地域振興局農林部が行う事務処理に準じた必要な事項を処理するものとします。

イ 処分の通知

申請に対して処分を行ったときは、その土地の所在を管轄する地域振興局長に対してその処分状況を遅滞なく書面で通知するものとします。

5 農地転用許可後の事務について

(1) 農地転用事業進捗状況報告書の徴収

ア 転用事業者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、許可を受けた転用事業者に対し、許可の日から3か月後及びその後1年ごと並びに申請書に記載された転用事業完了計画期日（一時転用の場合は農地復元完了計画期日）において、農地転用事業進捗状況報告書を農業委員会を經由して当該許可に係る事務を管轄する県の機関（以下「許可機関」という。）に提出するよう指導するものとします。

イ 報告書の様式

報告書は、様式第1号を使用するものとします。

ウ 報告書及び添付書類の提出部数

農業委員会に提出する部数は、報告書及びその添付書類の双方とも正本・写し各1部の計2部とします。

エ 農業委員会の処理

県知事あての報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地を確認した上で、4の(2)のオにより送付を受けた事業進捗状況管理表の写しに転用事業の進捗状況を記録するものとし、また、その写しを報告書及び添付書類の正本に添えて許可機関に送付するものとします。

各提出期日において、転用事業者から報告書の提出がないときは、提出の督促、事情の聴取及び現地の確認等により状況の把握に努めるものとし、その状況を許可機関に報告するものとします。

なお、農地法第51条第1項に該当する状況である場合は、事務処理要領に従って処理するものとします。

オ 許可機関の処理

送付又は報告を受けた許可機関は、事業進捗状況管理表により転用事業の進捗状況を管理するものとします。転用事業の着手及び完了が予定より著しく遅延しているときは、書面等で催告を行い、不適切な状況にあるときは、是正を指導するものとします。

(2) 農地転用事業計画の変更

ア 転用事業者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、許可を受けた転用事業者が、転用目的や転用事業者等の転用事業計画の変更を希望するときは、農地転用事業計画変更承認申請書を農業委員会を経由して許可機関に提出させるものとします。

イ 申請書の様式

申請書は、様式第9号を使用するものとします。

ウ 申請書及び添付書類の提出部数

一転用事業一申請書を原則とします。

農業委員会に提出する各書類の部数は、申請書及びその添付書類の双方とも正本・写し各1部の計2部とします。

エ 農業委員会の処理

(ア) 審査及び意見の決定

県知事あての申請書の提出を受けたときは、申請書の記載事項及び添付書類等に不備がないかを確認した上で内容を審査するものとします。また、必要に応じ、申請者からの事情聴取、実地調査及び市町村において行われている他法令関係等の事務担当部局との相互連絡をした上で、許可基準と適合するか否かにつき検討し、所要の手続きにより意見内容を決定するものとします。

審査の結果、形式上の不備が発見されたとき又は不足する添付書類があるときは、申請者に対し相当な期間を定めて当該申請の補正・補完を求めるものとします。

(イ) 意見書の作成

一申請（一転用事業）一意見書とします。

農地転用事業計画変更承認申請に係る意見書は、様式第10号の様式を使用するものとします。

(ウ) 申請書及び意見書の送付

申請書及び添付書類の正本各1部に意見書を添えて、許可機関へ遅滞なく提出するものとします。

(エ) 通知書の交付

許可機関から承認、却下又は不承認の通知書の送付を受けたときは、意見書の写しに処理結果を記入するとともに、その通知書を遅滞なく申請者に交付するものとします。

オ 許可機関の処理

(ア) 審査及び承認の可否の決定

農業委員会から申請書及び意見書の送付を受けたときは、事務処理要領の定めるところにより審査を行うものとします。

(イ) 通知書の作成

申請に対して承認する場合であって、別途農地転用許可を要する場合は様式第11号により作成するものとし、別途農地転用許可を要しない場合は様式第12号により作成するものとします。また、申請に対して却下又は不承認とする場合は様式第13号により作成するものとします。

(ウ) 通知書の交付

(イ)により作成した通知書を速やかに農業委員会を經由して申請者に交付するものとします。

(エ) 農地転用許可申請の指導

転用に係る農地の面積を拡大するための事業計画の変更や、申請に係る土地が未だ農地性を有している状態での転用事業者の変更を承認した場合は、申請者に対し、改めて農地転用許可申請を行うよう指導するものとします。

6 その他の事務について

(1) 農地転用許可申請の取下げ

ア 申請者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、申請者が申請の取下げを希望するときは、許可申請取下書の提出を指導するものとします。

イ 取下書の様式

取下書は、様式第14号を使用するものとします。

ウ 取下書の提出部数並びに農業委員会及び許可機関の処理

農業委員会が申請書を許可機関に送付する前であつ申請者全員が取下げを希望する場合は、農業委員会は取下書の正本1部の提出を受けることにより農業委員会限りで処理するものとします。既に申請書を許可機関に送付した場合又は申請者の一部が取下げを希望する場合は、農業委員会は取下書の正本・写し各1部の計2部の提出を受け、許可機関に正本を提出するものとします。

農業委員会から取下書の送付を受けた許可機関は、その取下げが申請者全員からによるものでないときは、取下げしない申請者に対しては申請を却下するものとします。

なお、農業委員会又は許可機関は、申請者全員が取下書を提出した場合は、その求めによって申請書類を返戻することにより、改めて申請をする等の便に供するものとします。

(2) 農地転用事業の廃止

ア 農地転用許可を受けた者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、許可を受けた者が転用事業を廃止するときは、転用事業廃止報告書の提出を指導するとともに、転用事業の廃止により、生産調整、土地改良区又は固定資産税等との関係に不具合を生じることがあり、これらの関係機関と自ら調整することが必要となることを説明するものとします。

ただし、許可に基づき、既に所有権移転若しくは権利の設定が行われている場合又は工事に着手している場合であって、許可前の状態に復することができないときは、転用事業の廃止はできません。その場合は、5の(2)についての検討を求めるものとします。

イ 報告書の様式

報告書は、様式第15号を使用するものとします。

ウ 報告書及び添付書類の提出部数

農業委員会に提出する各書類の部数は、報告書及びその添付書類の双方とも正本・写し各1部の計2部とします。

エ 農業委員会の処理

県知事あての報告書の提出を受けたときは、税務担当課等において地目変更又は所有権移転の有無を確認するとともに、必要に応じて現地を確認するものとします。

確認の結果、転用事業を廃止できる状態であると認められる場合は、報告書と添付書類の正本各1部を速やかに許可機関へ送付するものとします。

なお、この場合、4の(2)のオにより送付を受けた事業進捗状況管理表の写しに転用事業を廃止した旨を記録し、その写しを併せて送付するものとします。

オ 許可機関の処理

農業委員会から報告書の送付を受けたときは、内容を確認し、転用事業を廃止できる状態であると認められる場合は受理するものとします。

なお、転用事業廃止報告書は農地転用事業進捗状況報告書と同等のものであり、その受理が許可権者による行政行為の撤回と同一のものではありません。

(3) 農地転用許可の証明

ア 農地転用許可を受けた者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、許可を受けた者が許可指令書を紛失したために所有権移転登記等の手続きが滞っているときは、許可証明願の提出を指導するものとします。

イ 証明願の様式

証明願は、様式第16号を使用するものとします。

ウ 証明願の提出部数

農業委員会に提出する証明願の部数は、正本・写し各1部の計2部とします。

エ 農業委員会の処理

県知事あての証明願の提出を受けたときは、可能な限り農業委員会保存の許可申請書の写しを添付した上で、許可機関に正本を送付するものとします。

また、許可機関から許可証明書の送付を受けたときは、遅滞なく願出人に交付するものとします。

オ 許可機関の処理

農業委員会から証明願の送付を受けたときは、許可指令書の写しの余白に「当該申請について、○年○月○日付けで許可したこと及びその取り消しをしていないことを証明する。」と記載し、証明年月日を記載した上で、知事名により証明するものとします。

作成した許可証明書は、農業委員会を経由して速やかに願出人に交付するものとします。

(4) 農地転用許可指令書の訂正

ア 農地転用許可を受けた者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、許可を受けた者が許可指令書の訂正を必要とするときは、許可指令書の訂正申出書の提出を指導するものとします。

なお、訂正を必要とする事項が細微な字句の誤りではなく、許可内容に直接関わるものであるときは、事業計画変更承認申請又は改めて許可申請を必要とします。

イ 申出書の様式

申出書は、様式第17号を使用するものとします。

ウ 申出書及び添付書類の提出部数

農業委員会に提出する各書類の部数は、申出書及びその添付書類の双方とも正本・写し各1部の計2部とします。

エ 農業委員会の処理

県知事あての申出書の提出を受けたときは、申出書と添付書類の正本各1部を速やかに許可機関へ送付するものとします。

また、許可機関から許可指令書の交付を受けたときは、遅滞なく申出人に交付するものとします。

オ 許可機関の処理

農業委員会から申出書の送付を受けたときは、申出の内容が適切であると認められるときは、遅滞なく許可指令書を訂正するものとします。

訂正した許可指令書は、農業委員会を経由して速やかに申出人に交付するものとします。

(5) 農地転用が伴う競売地買受適格の証明

ア 農地等の競売への参加を望む者に対する指導方針

農業委員会、農林政策課又は地域振興局農林部は、民事執行法による農地等の売却に係る競売への参加を望む者があるときは、競売地買受適格証明願の提出を指導するものとします。

イ 証明願の様式

証明願は、様式第18号を使用するものとします。

ウ 証明願及び添付書類の提出部数

一転用事業一証明願を原則とします。

農業委員会に提出する各書類の部数は、証明願及びその添付書類の双方とも正本・写し各1部の計2部とします。

エ 農業委員会の処理

(ア) 審査及び意見の決定

県知事あての証明願の提出を受けたときは、証明願の記載事項及び添付書類等に不備がないかを確認した上で内容を審査します。また、必要に応じ、願出人からの事情聴取、実地調

査及び市町村において行われている他法令関係等の事務担当部局との相互連絡をした上で、許可基準と適合するか否かにつき検討し、所要の手続きにより意見内容を決定するものとします。

審査の結果、形式上の不備が発見されたとき又は不足する添付書類があるときは、願出人に対し相当な期間を定めて補正・補完を求めるものとします。

(イ) 意見書の作成

一 証明願（一転用事業）一意見書とします。

証明願に係る意見書は、様式第19号の様式を使用するものとします。

(ウ) 証明願及び意見書の送付

農林水産大臣の協議を要する農地転用許可に相当する面積の競売地に係る証明願及び意見書は農林政策課へ、農林水産大臣の協議を要しない農地転用許可に相当する面積の競売地に係る証明願及び意見書は管轄する地域振興局農林部へ、それぞれ速やかに送付するものとします。

オ 許可機関の処理

(ア) 審査及び証明の可否の判断

農業委員会から証明願及び意見書の送付を受けたときは、農地転用許可申請と同様の審査を行うものとします。

(イ) 通知書の作成

買受適格があると判断した場合は様式第20号により作成するものとし、却下する場合又は買受適格がないと判断した場合は様式第21号により作成するものとします。

(ウ) 通知書の交付

(イ)により作成した通知書は、農業委員会を経由して速やかに願出人に交付するものとします。

カ その他の証明

国税滞納処分による農地等の公売又は国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項に規定する国有林野（農地等）の売払いに係る買受資格証明書の交付を望む者があるときは、アからオの手続きを準用するものとし、様式第18号から第21号までを適宜修正して使用するものとします。

7 参考書式について

別添3「参考書式」のとおりですが、記載内容を具備しているものであれば他の任意の様式で差し支えないものとします。